

第14回長野家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成20年2月19日午後2時から午後5時15分まで

2 場所

長野家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 大西直樹, 志村敬, 土屋準, 寺門正顕, 中山栄子, 松岡英子, 安井久治, 吉原與志子

(50音順, 敬称略)

(オブザーバー) 行方美和上席裁判官, 望月千広裁判官, 大畑好司首席家庭裁判所調査官, 原直樹家庭裁判所首席書記官, 勝田和彦次席家庭裁判所調査官, 春原敏男家庭裁判所訟廷管理官, 入子福司事務局長, 河合明博事務局次長, 工藤敏之総務課長, 中村広幸総務課課長補佐, 小林博地方裁判所総務課庶務係長

4 テーマ

少年審判手続の実情等

5 議事

(1) 開会の言葉 (総務課長)

(2) 自己紹介

ア 寺門委員

イ 中山委員

ウ 吉原委員

■ 本日の委員会の報道関係者による取材につき, 承認した。

(3) 少年保護手続について

[説明 (春原訟廷管理官)]

(4) 審判廷見学

[説明 (望月裁判官)]

[説明（春原訟廷管理官）]

(5) ビデオ視聴「少年審判～少年の健全な育成のために～」

(6) 家庭裁判所調査官の役割や在宅試験観察などについて

[説明（大畑首席家裁調査官）]

(7) 審判の在り方における留意事項について

[説明（望月裁判官）]

[説明（行方裁判官）]

(8) 少年審判手続の実情等についての質疑・応答

○ 審判の時間はどのくらいかかるのか。 (松岡委員)

○ 審判に要する時間は、だいたい30分から1時間くらいである。

(望月裁判官)

○ 身柄事件の審判については、1時間を目途にしている。前任庁においては、事件が多数係属していたこともあり、40分刻みで審判期日を指定していた。軽微な事案であっても、何回も事件を繰り返しているような少年については、時間がかかる場合もある。また、少年の集中力の問題もあり、2時間を要するような審判は難しいと考える。 (行方裁判官)

○ 審判の時期までに親に対して何らかの指導は行われているのか、行われているとすればどのようにされているのか。 (松岡委員)

○ 調査の段階で、夫婦仲が悪かったり、夫婦間で子供に対する教育方針の相違が問題となっていることが明らかになることがある。その場合には、家裁調査官が調査の際に、両親の悩みなどを個別に聞き、その後に両親同席での面接を行うなどして解決を図ったりしている。試験観察の場合は、比較的時間があることから、時間をかけて家族関係の改善を図っていくことになる。

(大畑首席家裁調査官)

- 少年の悩みに気が付いていない親に対しては、どのように少年の悩みを理解してもらっているのか伺いたい。 (松岡委員)
- 少年の気持ちが分かっていない親は多いと思う。面接を繰り返す中で少年から出た悩みを家裁調査官から伝えるだけで理解できる親もいれば、なかなかそれだけでは理解できない親もいる。また、審判の中で少年の率直な意見を直接聞いて理解する場合もある。 (大畑首席家裁調査官)
- 調査を行う際に、ビデオで見たロールプレイのようなテクニックを普段使っているのか。 (松岡委員)
- 調査の過程ではほとんど使うことはないが、職員の研修において行うことは多い。 (大畑首席家裁調査官)
- 親を強制的に呼び出す方法はないかと思われるが、審判や調査の際に両親ともに呼び出しているのか、その場合、両親ともに出席しているのか。
また、親が離婚して、片親だけの場合にはどうしているか伺いたい。 (土屋委員)
- 基本的に両親に期日の通知をしているが、離婚している場合は、法律上の保護者に通知している。両親に対して通知していても、片親だけしか出席しないことは結構ある。 (春原訟廷管理官)
- 在宅事件では、両親を調査呼出ししても、母親しか出席しないことが多く、そういうところに夫婦の有り様が現れる。ある意味、家庭が危機的状況を迎えたときに親がどのように対応するかで、その家庭の機能が見えることがある。たとえ身柄事件であっても、親が最終的に全く調査に応じないような難しいケースもある。 (勝田次席家裁調査官)
- 在宅事件については、親が軽く考えているためなのか、身柄事件より片親が欠席することが多いのではないかと感じている。 (行方裁判官)
- 親が審判廷に出席することの重要性を感じた事件として、父子家庭の少年の事例で、調査の過程では全く協力していなかった父親が、審判期日には出

席したことで、少年は、父が自分のことを考えていてくれているのだと感じて、立ち直るきっかけを掴んだという事例があった。 (望月裁判官)

- 少年審判のビデオを見て、審判廷において、両親が少年に対する考えを言わなければいけない雰囲気を作り出している点や、普段の生活の中では聞くことが出来ないであろう親の意見を少年が初めて聞いて、それに対して少年が考えるという場面を作っている点に、審判廷が持つ力を感じた。

また、保護者の会があるということであるが、誰が招集して、どのような活動をされているのか伺いたい。 (吉原委員)

- 保護者の会は、保護的措置の一環として実施している。保護者の方も、子供に対する接し方について悩みを持っていながら、なかなか語る事ができる場がなく、家裁調査官に対して相談するにも、敷居が高く感じられるといったときに、同じような悩みを抱えている親同士であれば悩みを語りやすいし、また話し合いの中でアドバイスが出てくることも期待できることから、全国的にも取り組んでいる所は多い。ただし、何人か集まらないと難しい一面はあるが、長野でも取組を行っており、家裁調査官が間に入って、日ごろ抱えている悩みを吐き出してもらって、新たな気持ちで子供に接してもらうようにしている。

また、審判廷の持つ力については、先程吉原委員が述べられたとおりである。普段の生活の中では言えないような気持ちが、審判廷においては言葉となって発せられることがあり、少年としては親から初めて聞くような言葉であったり、少年も自分のことを親に語ったりといった状況を生じさせることが、審判廷の持つ力ではないかと思える。 (大畑首席家裁調査官)

- 事件の背景が家庭環境にあるということは、非常に多いと思われるが、そうではなく、例えば交友関係や学校関係など子供の中だけに存在している事情が影響して事件を起こしてしまった場合に、親にしてみれば全くそういった事情が分からないようなケースがあるかと思われる。そのような場合には、

どのような解決が図られているのか伺いたい。 (中山委員)

○ 親が全く知らないような事情によって事件が起こってしまうケースは、結構あると思われる。少年の考え方や行動で、親が見落としている点は、調査の過程や審判を通じて、親に認識してもらっている。 (望月裁判官)

○ 親が子供に与える影響は大きいですが、アメリカなどの研究を見ると、親の接し方が、子供の非行に直接大きな影響を与えることについて、否定的な研究結果がいくつもある。では、何が影響しているかという点、学校の中での友人関係や地域の文化、そういったものが子供に大きな影響を与える要因となっているという。このため、事件の要因については、いろいろな所に目配りをしないといけないと思っている。例えば、学校の中で非常にいい子でいたのが、不良グループに入ってしまったたり、いじめの対象になってしまったたりすることがある。そういうことが調査の段階で分かれば、学校に照会して、先生に今後のことを相談させていただき、連携を取りながら解決を図ることもある。 (大畑首席家裁調査官)

○ 裁判所では、調査によって把握した事実をどの程度まで親に伝えているのか。 (土屋委員)

○ 対象となっている事件の背景として存在している事実については伝えているのが通常である。しかし、親に伝えることでその少年の今後の更生生活に支障が生じるような場合には、伝えないことも考えられる。過去には、男子で援助交際のようなことをしていた少年の事例で、援助交際が事件とは全く関係がなく、少年も反省し、今後そのようなことをしないと約束したことから、その後の親子関係を考慮して、その事実を伝えなかったという事例を見たことがある。少年の更生が図れないような場合は別として、今後の少年の更生に悪い影響が出ないように配慮した上で、親に事実を伝えるかどうかを判断することになると思われる。 (望月裁判官)

○ 少年の非行に関係があることであれば伝えるべきだと思うが、ストレート

に親に伝えてしまうと、受け取った親の解釈の仕方によっては、問題が広がってしまう恐れもあり、伝える方法も大切になってくると思われる。

(大畑首席家裁調査官)

- 成人の刑事事件に対しては、ほとんどの事件に弁護人が付くが、少年審判においては、付添人が付くことはあまりないと聞いている。少年としては不安を抱えており、サポートしてくれる人が欲しいと思っているであろうが、付添人はどのくらいの割合で付いているのか。また、審判で決定がされた少年に対するその後のフォローアップについて伺いたい。(松岡委員)
- 在宅事件で付添人が付くことはまれであるが、身柄事件の場合は、在宅事件に比べると付添人が付くことが多い。(望月裁判官)
- 身柄事件でも付添人が付く方が多いとはいえない。最近、国選による付添人制度が出来たが、これまでは付添人を付ける場合は私選で頼むしかなく、経済的な余裕がなければ依頼することができず、身柄事件であるからといってもなかなか付添人を付けられなかった。(行方裁判官)
- 弁護士会の中に少年の人権を守る委員会があり、委員会で付添人が必要な事件であると判断された場合は、弁護士会から付添人を派遣することもあるが、数としては多いとはいえない。(土屋委員)
- 司法統計によると、少年の一般保護事件で交通関係事件を除くものについて付添人が付いた事件は、平成15年が6.1%、平成16年が5.7%、平成17年が6.6%である。(春原訟廷管理官)
- 処分決定後のフォローアップとしては、不処分についてはその場で終わりであるが、保護観察については保護観察所に、少年院送致については少年院に引き継ぐといったように、基本的にはそれぞれの機関の役割分担として引き継がれることになる。少年院に送致された場合には、審判官として特に記憶に残ることが多く、送致された少年院に出張した際に、少年に面会することが多い。(行方裁判官)

○ 諸外国における少年審判の実情はどうなっているのか伺いたい。

(松岡委員)

○ 諸外国、主として欧米の少年司法手続は、日本の少年法のような成人と大きく異なる手続ではなく、だいたい成人の刑事手続と同様である。ただし、全ての少年に対して成人と同様の手続をとっては大変なので、諸外国においては、ダイバージョン（軽微な事件は、刑事司法手続を中断して、教育的なプログラムを課し、判決を回避する制度）と呼ばれる仕組みを取り入れている国が多い。例えば、オーストリアでは、裁判所に事件が係属すると、日本の家裁調査官と似た職種の者が、被害者との和解や社会奉仕活動又はカウンセリングを何時間か受けるといったメニューを作成し、それをクリアすると訴追を免れるといった手続がある。重大な事件や、裁判所が課したメニューを途中で放棄してしまった少年に対しては、刑事訴追され、刑が科されることになる。この被害者との和解は、アメリカではリストラティブ・ジャスティス（対話によって、犯罪者と被害者と地域社会との関係を修復する手続）と言われ、ダイバージョンとして取り組まれている。このように、判決までの間に教育的なメニューが沢山存在しており、それを受け入れる団体もたくさんある。そこで努力し頑張れば訴追を免れ、頑張れない場合は厳しく対応するというようになってくる。そして、日本でもこのような教育的なメニューを増やそうと努力している。やはり、少年であっても社会人としての自覚というものは大切であるから、いろいろな機関、団体などで社会体験をしてもらうことはとても大切だと思っている。（大畑首席家裁調査官）

○ 少年の保護的措置としてよい試みというか案はないか。（委員長）

○ 幼稚園で社会体験をしてもらうのがよいのではないか。少年は、保育士より若いことで、園児もなついてくれるであろうし、幼児と接するのは体力が必要なことから、少年向きであると思われる。（寺門委員）

○ 先程、友人関係や地域の文化が少年に与える影響が大きいという研究結果

が多いということをお聞きして、同じ年齢の集団というものが築ければよいのではないかと感じた。 (松岡委員)

○ アルコールや薬物依存の方々が集まって共通の悩みを解決するような会はあるが、少年の当事者の会というものはあるのか。 (寺門委員)

○ 今現在はそういった会はない。 (委員長)

6 次回期日

■ 7月10日(木)午後2時30分

7 次回議題

■ 成年後見について

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項